令和９年度教育・保育施設入所のしおり　　松　浦　市

令和９年度、新たに保育所への入所を希望される方は、次のことをよく読んで申し込みをしてください。

なお、保育所は、**保育を必要とする児童を保育する施設**です。**家庭で保育できる状態のときは、入所できません**のでご了承ください。



保育所への入所については、
- 保育を必要とする事由に該当しないために入所が認められない場合
- 希望者が多数いるため保育所へ入所できない場合
- 保育を必要とする事由により保育の実施期間等の希望に添えない場合

がありますので、あらかじめご了承ください。

認定こども園（みくりや双葉園、たのしかこども園、今福こども園、松浦幼稚園、じこう保育園・慈光幼稚園）や家庭的保育事業所（はまゆう園）は、各施設に直接お申し込みください。

～はじめに～

保育所（園）入所申し込みに**『個人番号（マイナンバー）』**の記載が必要です。
「認定申請書兼入所申込書」の提出方法は次のとおりです。

＜１．共通＞

３ページ**「（２）入所申し込みに必要な書類」**に基づく書類を準備してください。

①認定申請書兼入所申込書
②入所受付票
③保育所等への入所を必要とすることの証明・申立書（就労証明書など）
④課税所得証明書（転入された方のみ、個人番号の報告があれば不要）



＜２．市子育て・こども課、各支所・出張所で提出する場合＞

③④に加えて次の⑤⑥を準備して窓口にお越しください。

⑤同居の家族全員の**個人番号カード（両面）**又は**個人番号が確認できるもの**
⑥**運転免許証**など（※）の身分証明書

※本人確認を行う場合、次のものをご準備ください。

＜顔写真付きのもの＞・・・・・・いずれか**１つ**をご準備ください。

□運転免許証　□パスポート　□身体障害者手帳　□資格証明書
□社員証　□学生証　□在留カード　など

＜顔写真付きではないもの＞・・・次のうち**２つ**をご準備ください。

□国民健康保険証　□各種社会保険証　□介護保険証
□社員証（写真なし）　□学生証（写真なし）　□資格証明書（写真なし）
□源泉徴収票　□通帳　□医療機関受診券　など

＜３．各保育所（園）へ提出する場合＞

①②③④に加えて⑤⑥の写し（コピー）を準備してください。
すべて封筒に入れて必ず**密封して**施設に預けてください。

1. 教育・保育施設に入所できる基準

＜教育施設（認定）＞　満３歳以上の子どもで、教育認定を希望する場合に入所できます。

＜保育施設（認定）＞　次の（１）から（10）のいずれかの事由により保護者又は扶養義務者が同居している児童を保育することができない場合に、その児童を保育所に入所させることができます。

（１）就労	保護者又は扶養義務者のいずれもが、１か月当たり４８時間以上（保育短時間の最低基準）労働することを常態としていること。
（２）妊娠・出産	母親が妊娠中であるか又は出産後間がないこと（標準時間）。
（３）病気等	保護者又は扶養義務者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
（４）介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
（５）災害等	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（標準時間）。
（６）求職等	求職活動や起業の準備を継続的に行っていること（求職活動の場合、入所期間は**２か月間**で、短時間保育です）。
（７）就学・職業訓練	学校又は職業訓練施設等に通っていること。
（８）虐待・ＤＶ	児童虐待やＤＶ、又はそれらの恐れがあること（標準時間）。
（９）育児休業中	育児休業中でもその子を引き続き入所させる必要があること。
（10）その他	上記の他、日常的に児童の保育ができない特別な理由がある場合

※保育標準時間と短時間※

保育所に子どもを預けることができる時間は、上記の（２）・（３）・（５）・（８）を除くいずれかの事由に係る時間が１か月当たり**１２０時間以上**の場合は１日当たり１１時間（標準時間）、**４８時間以上１２０時間未満**の場合は１日当たり８時間（短時間）、となります（（２）・（３）・（５）・（８）の場合は常に標準時間となります）。



2. 入所の申し込みについて

（１）日程（令和９年度分）

①　受付期間　＜４月１日入所希望＞
令和８年１１月１６日（月）～１２月１１日（金）
＜年度途中入所希望＞
随時（ただし、入所できるのは利用定員に余裕がある場合のみです）

②　受付場所　松浦市役所子育て・こども課、各支所・出張所及び市内各保育所（園）

③　通知発送　令和９年２月中旬に発送予定（保育料決定通知は４月中旬発送）

（２）入所申し込みに必要な書類

次に掲げる必要な書類の提出が遅れますと、審査できませんので、速やかに提出をお願いいたします。

① **認定申請書兼入所申込書**（1 世帯につき 1 枚）

入所希望内容や世帯の状況、家族全員の個人番号などを記載してください。
教育認定・保育認定、どちらを希望される場合でも提出が必要です。
※2 人以上の児童が同時に別の施設に申請を行う場合は、児童ごとに 1 枚の用紙が必要です。

② **入所受付票**

児童の健康状態や発育のことなどを記入してください。

③ **保護者または扶養義務者**について次のうち該当する書類（※「保育認定」に限る）
（保育所等への入所を必要とすることの証明・申立書）

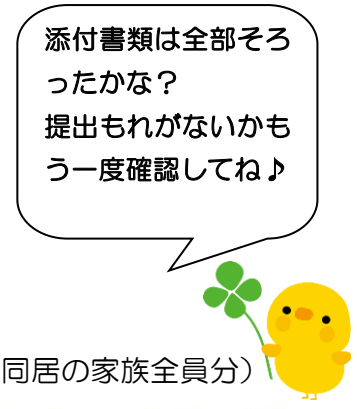
- ◆ 勤務者　就労証明書（勤務・内職用）＜事業主の証明＞
- ◆ 内　職　就労証明書（勤務・内職用）＜委託されている業者の証明＞
- ◆ 自営業　就労状況申立書＜地区民生児童委員の確認＞
- ◆ 農林業　就労状況申立書＜地区民生児童委員の確認＞
- ◆ 漁　業　就労状況申立書＜地区民生児童委員の確認＞
- ◆ 求職中　申立書
- ◆ 出　産　申立書（病気・看護・出産用）＜母子手帳の写しを添付＞
- ◆ 病気等　申立書（病気・看護・出産用）＜診断書または身体障害者手帳などの写しを添付＞
- ◆ 病人看護　申立書（病気・看護・出産用）＜診断書または身体障害者手帳などの写しを添付＞
- ◆ 産休、育休中　就労証明書（勤務・内職用）＜事業主の証明＞
- ◆ その他　保育できないことを証明する書類（在学証明書等）

※上記証明書、申立書等は、**令和９年４月以降の状態**を記入ください（令和９年年３月までの雇用期間の場合等は、４月以降の入所申込の証明にはなりません。）

④ 課税所得証明書（父母等）**（※個人番号の報告がない場合に限る）**

個人番号を報告いただいている場合は、提出不要です。ただし、個人番号の報告がなされていない場合で、令和８年１月２日以降に松浦市に転入された世帯の場合は、保育料算定のために課税所得証明書（**市町村民税の課税額が確認できる証明書**）の提出が必要となる場合があります。

＜4～8 月分保育料＞
令和８年１月１日に住民票をおかれていた自治体の
令和８年度（令和７年分）の課税所得証明書（父母の分）
＜9～3 月分保育料＞
令和９年１月１日に住民票をおかれていた自治体の
令和９年度（令和８年分）の課税所得証明書（父母の分）



⑤ **個人番号カード**（両面）または個人番号が確認できるもの（同居の家族全員分）

3. 入所申込記載要領　（６・７ページ参照）

（１）**認定申請書兼入所申込書**は、**１世帯につき１枚**提出してください。

（２）「住所」欄の「今年の１月１日の住所」は**令和９年１月１日現在**（予定）の住所、「前年の１月１日の住所」は**令和８年１月１日現在**の住所で記入してください。

（３）「世帯の状況・同意書」欄は、児童の両親及び同居している親族について、すべて記入してください。**９年度も在園予定の児童は、「職業」欄に施設名（保育所・認定こども園等）を記入ください。**

（４）「利用を希望する期間」欄は、令和９年４月１日から小学校就学前までの範囲で記入してください。

（５）「利用を希望する施設（事業者）名」欄は、希望する順位に従い保育所名を記入し、希望する理由を記入してください。

（６）「保育の利用を必要とする理由等」欄は、該当する□にチェックをして、具体的な状況を記入してください。また、理由を確認できる書類（就労証明書等）を添付してください。

（７）書類における**押印**は、**朱肉をご使用下さい**（シャチハタ等は不可）。
なお、保護者氏名の記入を自署した場合は、押印を省略することができます。

4. 入所承諾後の注意事項（子育て･こども課へ届出が必要）

（１）入所承諾後に辞退される場合は、速やかに**子育て・こども課**にご連絡ください。

（２）退所する場合は、退所しようとする月内に必ず**退所届**を**子育て・こども課**に提出してください（保育所を通じてでも結構です）。

（３）次の場合は速やかに**子育て・こども課**にご連絡ください。

①退職した場合	申立書等を提出して頂きます。
②産休及び育休期間	事業主による証明を提出して頂きます（お仕事に復帰するまでの休暇期間を記入したもの）。
③勤務先の変更	就労証明書を再提出して頂きます。
④連絡先の変更（住所、電話番号）	申込書の内容を訂正して頂きます。

（４）保育を実施する理由が**「求職中」**である場合は、**入所期間が２か月かつ保育短時間認定（施設が定める８時間の利用）となっております**ので、この期間内に就労証明書を提出してください。**提出がない場合は退所していただきます。**

5. 保育所等利用者負担金（保育料）について

（１）国においては、３歳児クラス以上の保育料は令和元年１０月から無償化されていますが、０歳～２歳児の保育料は、保護者の課税状況に応じて額が決定されています。本市においては、令和７年４月から、これにより決定した保育料について**市が独自で助成を行うことにより完全無償化となっています。**

（２）無償化となっていますが、年２回保育料について通知しますので、４月～８月分保育料は４月１５日までに、９月～３月分保育料は９月１５日までにお知らせします。

（３）次の場合は、保育料の再算定が必要になる場合がありますので、速やかに**子育て・こども課**に連絡してください。

①入所後、父母等の税額が申告等により変更が生じた場合（申告書の写し等を提出してください）

②保護者の離婚、婚姻、死亡等による変動があった場合

メ　モ　欄



※問合せ先

〒８５９－４５９８　松浦市志佐町里免３６５番地
松浦市役所　子育て・こども課
保育所担当　☎７２－１１１１（内線１７１）

※申請書記入例（表面）

様式第１号（第４条、第９条、第１１条、第１２条関係）

施設型給付費・地域型保育給付費等給付認定（変更）申請書

（兼　保育利用申込書・同意書・現況届出書・児童台帳）

松浦市長　様

次のとおり申請(申込)します。申請にあたって松浦市が、下記の「申請する児童」及び保護者・同居者の施設型給付費・地域型保育給付費等の給付認定に必要な税情報及び世帯情報を調査・閲覧することや、その情報に基づき決定した利用者負担金について特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

令和 ○年 ○月 ○日

※担当者記入欄				
1号	2号	3号	口振	納付書

保護者氏名　松浦　松之介　㊞

※保護者氏名の記入を自署した場合、押印を省略することができる。

	氏名(ふりがな)	個人番号	生年月日	保護者との続柄	性別	障害者手帳の有無
申請する児童	(まつうら　たろう) 松浦　太郎	1234 5678 9012	R△・△・△	長男	男・女	有・無
	()		・　・		男・女	有・無
	()		・　・		男・女	有・無

住所	松浦市　志佐　町　里　免　365　番地　号(アパート名等　)		
	今年の1月1日の住所	松浦市内・松浦市外(　都道府県　市町村)	
	前年の1月1日の住所	松浦市内・松浦市外(●●都道府県●●市町村)	
連絡先電話番号	自宅	携帯①(児童との続柄)	携帯②(児童との続柄)
	(0956)72−0000	090−0000−0000(母)	090−0000−0000(父)
保育の希望の有無(※)	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む。)	
	無	幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等との併願の場合を除く。)	

(※)　・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ。)
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は、①～③に必要事項を記入してください。

①　世帯の状況

	氏名(ふりがな)	個人番号	児童との続柄	生年月日	年齢	性別	職業・学校名等
保護者	(まつうら まつのすけ) 松浦 松之介	2345 6789 0123	父	HO・○・○	○○	男・女	福福商事(株)
	(まつうら まつこ) 松浦 松子	3456 7890 1234	母	HO・○・○	○○	男・女	(有)松松建設
その他の同居者	(まつうら すぎのすけ) 松浦 杉之介	4567 8901 2345	祖父	SO・○・○	○○	男・女	農業
	(まつうら まちこ) 松浦 まち子	5678 9012 3456	祖母	SO・○・○	○○	男・女	無職
	(まつうら はなこ) 松浦 花子	6789 0123 4567	姉	HO・○・○	○	男・女	ともだち幼稚園
	()			・　・		男・女	
	()			・　・		男・女	
生活保護法適用の有無	適用なし ・ 適用有り(　年　月　日保護開始)						

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和 ○ 年 ○月 ○日から　年　月　日まで			
	施設(事業者)名	新規入所・継続入所の区分		希望理由
利用を希望する施設(事業者)名	第1希望	なかよし保育園	新規・継続	家から近いため
	第2希望	ともだち保育園	新規・継続	職場から近いため
	第3希望	にこにこ保育園	新規・継続	親戚の子が通っているため

※申請書記入例（裏面）

③家庭の状況

家庭の状況	□ひとり親家庭
	障害者手帳等の有無(申請する児童を除く。) 無・有(続柄：　)

※申請する児童又は同居者が障害者手帳をお持ちの場合は、手帳の写しを添付してください。

④保育の利用を必要とする理由等

保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

児童との続柄	保育の利用を必要とする理由 該当する□にチェック(レ)をいれてください。
父	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧　□求職　□就学・職業訓練 □虐待・DV　□育児休業　□その他(　)
母	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護等　□災害復旧　□求職　□就学・職業訓練 □虐待・DV　□育児休業　□その他(　)

認定申請書兼入所申込書　記入上の注意

この支給認定申請書は、次の点に注意して記入のうえ、松浦市役所子育て・こども課（施設（事業者）を経由して提出する場合は、利用を申し込んだ施設）に提出して下さい。なお、2人以上の児童が同時に別の施設に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

1. 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを〇で囲んで下さい。

2. 「個人番号」の欄は、申請児童および保護者・同居している親族について、個人番号カードまたは個人番号が確認できるものを確認の上、記載してください。

3. 「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを〇で囲んで下さい。

4. 「住所」欄の、「今年の1月1日の住所」は入所希望年の1月1日現在（予定）の住所、「前年の1月1日の住所」はその前年の1月1日現在の住所で記入してください。

5. 「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入して下さい。

6. ①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の保護者及び同居している親族等の全員について記入して下さい。また、世帯員の中で申請児童の他に小学校や保育所などに入所している児童がいる場合は、その施設（事業者）名を「職業・学校名等」の欄に記入して下さい。

7. ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を〇で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。）

※ 裏面の④「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を〇で囲んだ場合に記入して下さい。（「無」を〇で囲んだ場合は記入の必要はありません。）

8. 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準
保育の必要性の認定を受ける場合は、保護者のいずれもが次のいずれかの事情にある場合です。
（1） 就労等（月の就労時間が、48時間以上の場合）
（2） 妊娠・出産（出産前後のため、児童の保育ができない場合）
（3） 疾病・障害（児童の保護者が病気、負傷、心身に障害を有する場合）
（4） 介護等（同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合）
（5） 災害復旧（震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合）
（6） 求職活動（児童の保護者が継続的に求職活動（起業準備を含む。）を行っている場合）
（7） 就学・職業訓練（児童の保護者が就学又は職業訓練学校等における職業訓練の場合）
（8） 虐待・DV等のおそれがある場合
（9） 育児休暇取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
（10） その他、上記に類すると認める場合

9. ④「保育の利用を必要とする理由」の欄は、①「世帯状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、保護者ごとに、児童を保育できない理由を7の表（1）～（10）のいずれかに掲げる場合に相当するかを判断して、該当する全ての□にチェック（レ）し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入して下さい。（1）～（9）の場合以外で児童を保育できない理由がある場合は「その他」にチェック（レ）し、内容を（　）内に記入して下さい。

（留意事項）
支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、
〇保育の実施基準に該当しないため、認定が受けられない場合
〇希望者が多数いるため施設に入所できない場合
〇保育の実施基準の該当事由により利用期間等の希望に添えない場合
がありますので、あらかじめご承知下さい。

市内保育所（園）・認定こども園・家庭的保育事業所　一覧（R8. 11. 1現在）

	施設名	定員(人)			所在地	運営者（施設長名）	TEL & FAX
			教育	保育			
私立保育所	つきっこ保育園	30	0	30	〒859-4536 調川町下免591-1	社会福祉法人 つきっこの会 （園長　吉永 満也）	(TEL) 56-3913 (FAX) 56-3999
	上志佐保育所	40	0	40	〒859-4512 志佐町笛吹免212-9	社会福祉法人 上志佐めだかの会 （所長　三木 和枝）	(TEL) 72-0048 (FAX) 72-0091
	ほしか保育園	40	0	40	〒859-4743 星鹿町下田免193-1	社会福祉法人 たんぽぽ福祉会 （園長　山口 太子）	(TEL) 75-0450 (FAX) 75-2112
	志佐保育園	50	0	50	〒859-4501 志佐町浦免1459-1	社会福祉法人 和光福祉会 （園長　大内 理史）	(TEL) 72-0821 (FAX) 72-2201
	うつみ乳児保育園	30	0	30	〒859-4507 志佐町庄野免50	社会福祉法人 まつなみ福祉会 （園長　岳下 保子）	(TEL) 72-2626 (FAX) 72-2676
	ひかりヶ丘保育園	50	0	50	〒848-0403 福島町塩浜免2449-35	社会福祉法人 恵日会 （園長　本庄 中）	(TEL) 0955-47-2171 (FAX) 0955-47-2181
	鷹島保育園	25	0	25	〒859-4303 鷹島町神崎免139	社会福祉法人 若鷹会 （園長　坂本 富実代）	(TEL) 0955-48-2135 (FAX) 0955-48-2138
私立幼保連携型認定こども園	みくりや双葉園	70	5	65	〒859-4756 御厨町前田免541-1	社会福祉法人 まどか福祉会 （園長　松浦 敬乗）	(TEL) 75-0522 (FAX) 75-0242
	たのしかこども園	45	15	30	〒859-4504 志佐町栢木免1725	社会福祉法人 まつうら福祉会 （園長　前田 英範）	(TEL) 73-4088 (FAX) 73-4080
	今福こども園	105	15	90	〒859-4522 今福町東免2681-1	社会福祉法人 梶の葉会 （園長　椛島 洋子）	(TEL) 74-0173 (FAX) 74-1187
	じこう保育園・慈光幼稚園	35	10	25	〒859-4753 御厨町中野免13-第1	学校法人 慈光学園 （園長　角田 良夫）	(TEL) 75-1055 (FAX) 75-1331
	松浦幼稚園	80	55	25	〒859-4501 志佐町浦免1567-1	学校法人 慈光学園 （園長　角田 良夫）	(TEL) 72-3338 (FAX) 72-3263
私立家庭的保育事業	はまゆう園	5	0	5	〒859-4745 星鹿町青島免483-1	社会福祉法人 青雲福祉会 （園長　寶田 かな子）	(TEL) 75-2674 (FAX) 75-3009